

## 令和3年度 実践事例の一部

学校では、こんな使い方をしています。

### 算数では

#### ◆考えたことを共有する場面

授業支援ソフトを使って、友だちの考えと自分の考えを比較し、自分の考えを深め、再構築します。



友達の考えと自分の考えを比較

### 音楽では

#### ◆考えたことを表現する場面

プログラミングソフトを使って、音を重ねたり、反復したり、多様な表現を取り入れた作品を制作します。



プログラミングソフトで旋律作成

### 理科では

#### ◆課題に沿った資料を提出する場面

タブレットPC端末のカメラ機能を使って、電気を扱う単元では各家庭で使用されている電気製品の資料を提出し、全体に提示して共有します。



資料の収集・提出

### 学級閉鎖中では

#### ◆学校の壁を越えて学習する場面

web 会議システムを使って、学校に来られない子ども達に対して、学習を止めないリモート授業を行います。



テレビ会議でリモート授業

米原市小中学生の保護者の皆様へ



## タブレット PC 端末の活用について

米原市教育委員会

### ○GIGA スクール構想の実現に向けて

GIGA スクール構想とは、子どもたち1人につき1台のタブレット端末等と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたち一人一人の資質・能力を確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する構想のことです。米原市では、小中学校の子どもたちがいつでもどこでも学べる環境を構築するため、学校のネットワーク環境を整備し、子どもたちへのタブレット PC 端末の配備を行っています。

### ○タブレット PC 端末を学習の道具の一つとして使っています。

令和2年度末にタブレット PC 端末が配備されてから、今までの学習にプラスして、この端末を学習の道具の一つとして活用した学習が始まっています。また、臨時休校や学級閉鎖等の非常時等に家庭学習に使用し、子どもたちの学びを止めない取組も行っています。

一緒に考えられる、

まとめられる

情報共有や意見交換が、  
簡単にできます。



自分のペースで学べる

苦手なことにはじっくりと、  
得意なことはどんどん進んで学べます。



今までの学習に  
プラス

知りたいことを

とことん学べる

自分の興味関心に応じて、  
深く学ぶことができます。



離れていてもつながる

学校にいなくても、宿題等  
の提出や受け取りができます。  
オンラインでの授業も受け  
られます。



子どもたちに配布するタブレット PC 端末は、学習用として、米原市から貸し出されるものです。この端末を子どもたちの『学習の道具』として卒業まで大切に使用できるよう、保護者の皆様にも御協力いただきますよう、お願いします。

#### ◆貸し出しについて

貸し出した端末は、学年が上がっても同じものを使います。また、現在の小学6年生や中学3年生が使用している端末は、次年度の新入生が使うこととなります。次に使う人がいることを意識し、大切に使ってください。

#### ◆「持ち帰り」について

非常時（休校や学級閉鎖等）等に、家庭学習を行うために端末を持ち帰ることがあります。そのため、「タブレット端末等の持ち帰り確認書」の提出をお願いしています。また、Wi-Fi 環境がない御家庭には、モバイル Wi-Fi ルーターをお貸しすることができます。

#### ◆破損や故障について

破損や故障時には、すぐに学校に連絡してください。  
紛失や盗難についても、連絡をお願いします。



#### ◆「米原市 タブレット PC 使用ルール」

米原市では、「米原市 タブレット PC 使用ルール（別紙）」を定め、子どもたちに指導しています。御家庭でも確認いただき、持ち帰り時には、御家庭での御指導をお願いします。

#### ◆健康への配慮

学校では、①明るさ②姿勢③時間について指導しています。御家庭でも、スマホやゲーム機の使用を含め、配慮いただきますようお願いいたします。

### ■よくある質問と家庭での使用ルールについて

学校において、タブレット PC 端末の使い方を指導していきます。特に、ネット利用でのトラブルや健康にかかわる問題については、御家庭でも心配されていることと思います。是非とも、お子様と一緒に家庭での使用のルールを話し合ってください。

#### Q. インターネット利用でトラブルにあわないか心配です。

A. インターネット閲覧については、一定の制限をかけています。また、閲覧の履歴や使用の状況は記録として残ります。学校でもインターネットのトラブルにあわないよう、ルールやマナー等について指導を行っていきますが、御家庭でもお子様と『インターネット利用のルール』について話し合ってください。

#### Q. 子どもがネット閲覧ばかりして困るのですが。

A. 端末は学習のために使用することを学校で指導しています。学習課題に取り組むのに不必要な閲覧等をしている場合は、適宜御家庭でも指導をお願いします。また、学習に取り組んでいる場合でも、長時間使用している際は適宜休憩をさせるなど、健康面への配慮をお願いします。

#### Q. 具体的にどんな端末で、どんなことをするのか。

A. 米原市は、Windows のタブレット型のノートパソコンを使用しています。そして、授業支援ソフトを使用して、様々な方法で自由に表現しながらクラスで意見を共有しながら学習したり、AIドリルで、その子にあった問題に取り組んだりしています。また、カメラ機能を使って、教科書にある QR コードから関連する資料を視聴したり、撮影した写真や動画を使って分かりやすく表現したりしています。さらに、web 会議システムを使用してオンライン授業を行うこともあります。



（裏面に令和3年度の実践の一部を紹介しています。）

#### Q. 家以外の場所に持ち運んだり、接続したりしてもよいですか。

A. 家庭内での使用を原則としますが、学習課題に取り組むために必要な場合は可能です。例えば、非常時に祖父母宅で過ごす場合、祖父母宅の Wi-Fi に接続していただいても構いません。

#### Q. 端末は持ち運んでもこわれませんか？

A. 端末は画面を閉じた状態であれば、少々の揺れで破損することはありません。端末で最も破損しやすいのは、ディスプレイ部分です。端末の画面を折り返したり、開いたりしたまま持ち運ぶと、大きな破損につながります。